「所得の金額の計算に関する明細書」「1」~「6」欄

記載要領はこちら



この別表は、損益計算書に掲げた当期利益の額又は当期欠損の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。 なお、各欄の記載に当たり、その各欄の算定を示す他の別表がある場合には、まず当該他の別表を記載して、その結果を移記してください。

(注) 沖縄の認定法人の課税の特例など特殊な調整事項のない法人については、この別表について「簡易様式」を御利用ください。

「損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)2」

別表五(二)の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金 経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。

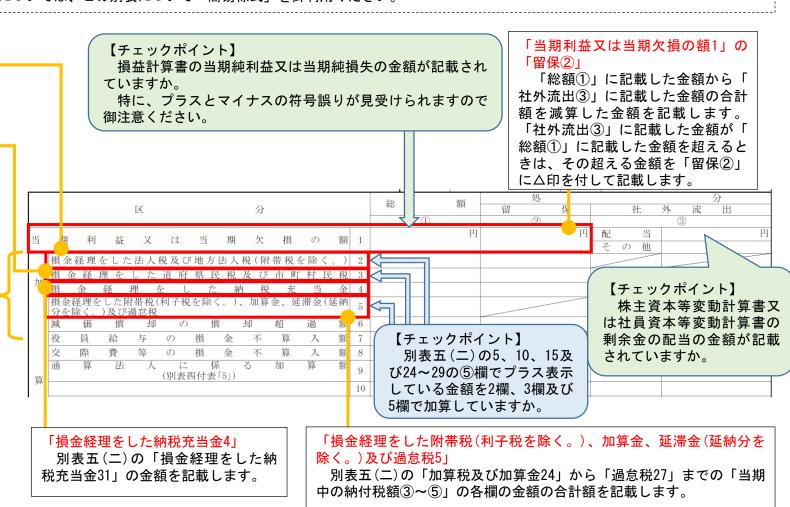
「損金経理をした道府県民税及び市町村民税3」

別表五(二)の「計10」及び「計15」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。

記載した金額のうち別表五(二)の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この別表の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。

- (注) この仮払税金をその後の事業年度において消却した場合には、その消却した事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。
 - (1) 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、 この別表の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載 の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載しま す。
 - (2) 納税充当金で消却した場合 この別表には記載しないで、別表五(一)において、前 期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却 した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当 金26」の「減②」に同額を記載します。

別表五(二)の「損金経理による納付⑤」に外書の金額がある場合には、この別表の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。



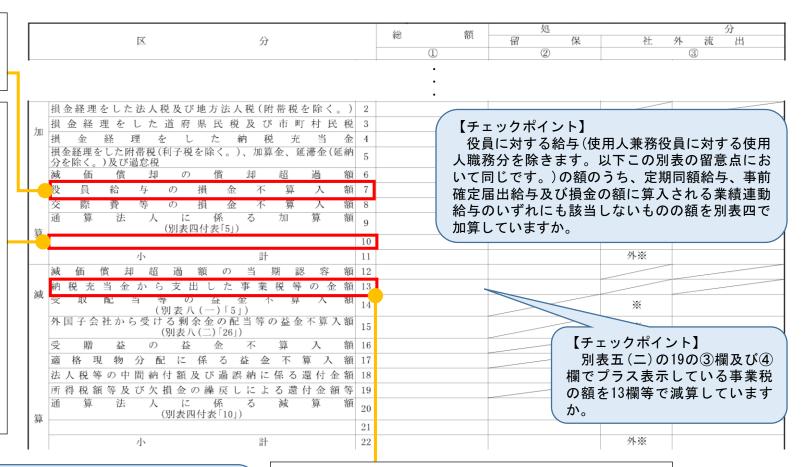
「所得の金額の計算に関する明細書」「7」~「15」欄

「役員給与の損金不算入額7」

役員に対して支給する給与のうち、法第34条《役員給与の損金不算入》の規定により損金の額に算入されない金額を記載します。

「加算」の「10」

- ・ 留保されている金額は「留保②」に、社外に流出している 金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。
- 措置法第66条の6《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》又は措置法第66条の9の2《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定による益金算入額(別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」)は、措置法令第39条の20第4項《外国関係会社の判定等》等の規定により利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国関係会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。この場合、「小計11」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。
- · 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、 税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるとき は、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載 の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。



【チェックポイント:その他の加算項目例】

- 別表五(二)の19 の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額
- ・ 損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の 額に算入されない金額
- 損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額

「納税充当金から支出した事業税等の金額13」

別表五(二)の「事業税及び特別法人事業税35」から「38」 までの金額の合計額を記載します。

別表五(二)の「損金不算入のもの37」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの別表の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。

「所得の金額の計算に関する明細書」「16」~「20」欄

「受贈益の益金不算入額16」

法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益 の額で、法第25条の2第1項《受贈益》の規定により益金の額に算 入されない金額を記載します。

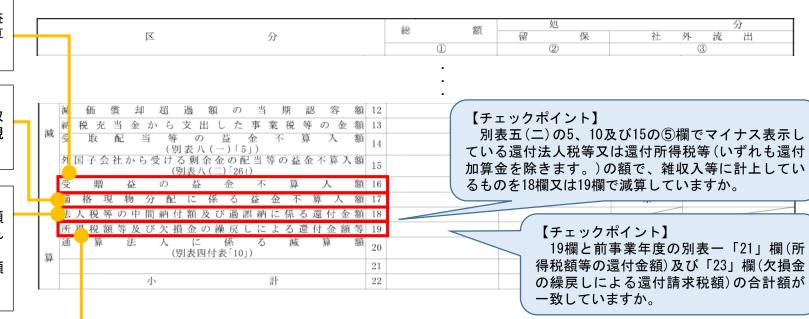
「適格現物分配に係る益金不算入額17」

適格現物分配により資産の移転を受けたことによって生じる収益の額で、法第62条の5第4項《現物分配による資産の譲渡》の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。

「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額18」

法人税、地方法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額 並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、法人がそれ を当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。

利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。



「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等19」

次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているかどうかにかかわらず記載します。

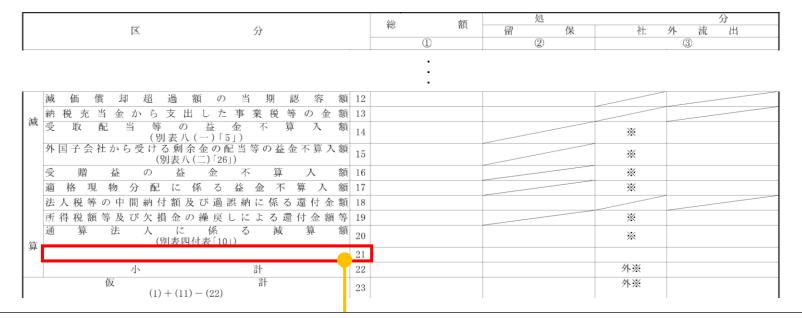
この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の事業年度で これらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

- (1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額及び復興特別所得税額の還付金額
- (2) 欠損金の繰戻しによる還付金額
- (3) 国税通則法の規定による附帯税(利子税を除きます。)の還付金額
- (4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金(同法第65条 (法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)、第72条の45の2 (法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金)又は第 327条 (法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。)の還付金額
- (5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額18」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額

前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金 額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しません。

この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。

「所得の金額の計算に関する明細書」「21」欄



【チェックポイント】

損益計算書の法人税等調整額に対応する金額を 申告書別表四において調整する際に、プラスとマ イナスを誤って記載していませんか。

【チェックポイント:その他の減算項目例】

- ・ 前事業年度以前に所得金額に加算した有価 証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損 損失の額について、当事業年度に売却等の減算 事由が生じたもの。
- ・ 別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮 払経理により納付した源泉所得税若しくは外国 法人税等の額。

「減算」の「21」

- 法人計算外で経費とするもの(経費の認定損)のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。
- ・ 措置法第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》、措置法第65条の3から第65条の5まで《特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除》、措置法第65条の5の2《特定の長期所 有土地等の所得の特別控除》又は措置法第67条の3《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》の規定による損金算入額(別表十(五)「22」、「37」、「42」、「47」若し くは「52」又は別表十(七)「22」)は、措置法第65条の2第10項及び措置法令第39条の3第7項《収用換地等の場合の所得の特別控除》等の規定により利益積立金額を構成しますので、「減算 」の空欄に「収用等による特別控除額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。
- ・ 当期の決算の確定日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積 立額の全額(税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額)を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があ るときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
 - なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。
- ・ 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上 、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
- ・ 関西国際空港用地整備準備金(措置法57の7①)、中部国際空港整備準備金(措置法57の7の2①)、農業経営基盤強化準備金(措置法61の2①)、農用地等を取得した場合の課税の特例(措置法 61の3①)及び再投資等準備金(震災特例法18の3①)の規定により帳簿価額を減額することに代えて積立金として積み立てたものについては、「47」から「49」までの各欄に記載することとな りますので、この欄には記載しません。

「所得の金額の計算に関する明細書」「22」~「52」欄

「合計34」

次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。

- (1) 別表十(一)「15」又は別表十(二)「10」の記載がある場合かつ別表十(四)「20」の記載がある場合
 - (26) + (27) (28) + (29) + (30) + (31) + (32) (33)
- (2) 別表十(一)「15」又は別表十(二)「10」の記載がある場合((1)の場合を除きます。) (26)+(27)-(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)
- (3) 別表十(四)「20」の記載がある場合((1)の場合を除きます。) (26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)-(33)
- (4) (1)から(3)までの場合以外の場合 (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)

「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 38」

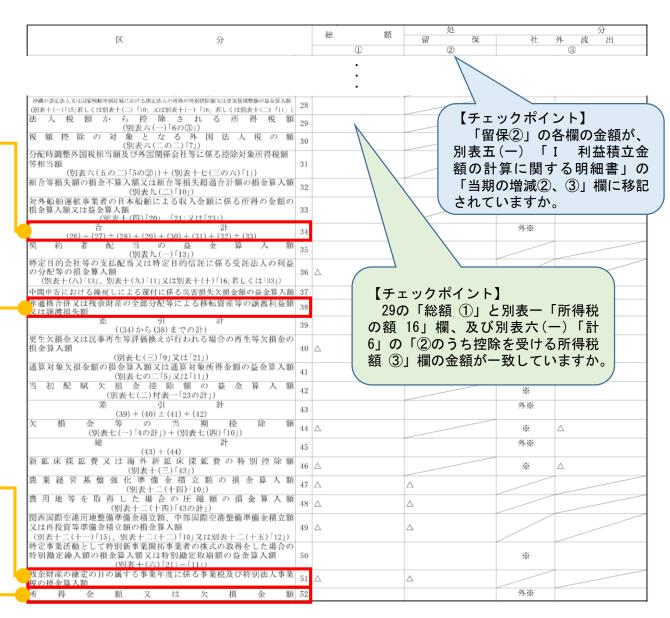
- 合併(適格合併を除きます。)により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、 資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合 併の日の前日の属する事業年度分のこの別表に記載します。
- ・ 残余財産の全部の分配又は引渡し(適格現物分配を除きます。)により被現物分配法 人その他の法人に資産の移転をする資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲 渡損失額は、その残余財産の確定の日の属する事業年度分のこの別表に記載します。
- 譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。

「残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額 51」

当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合に、法第62条の5第5項《現物分配による資産の譲渡》の規定により損金の額に算入される事業税及び特別法人事業税の額を記載します。

「所得金額又は欠損金額52」

「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。



○ 農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例

≪別表七(一)≫

控除前所得金額は、農業経営基盤強化準備 金の損金算入前の金額により計算します。

欠損金の損金算入等に関する明細書

控除前所得金 (別表四「43の①」	1 1	200	F	金 算 人 (1)× ¹	、 限 度 ^{50又は100} 100	額 2	2 100					
事業年度	 区 分	控除未済。	欠損金額	当 期 (当該事業年度の(3) 前の(4)の合計額)の	控 除 と((2)-当該事 うち少ない金額)	額業年度 ((星 期 繰 〕 3)-(4))又は(別表七(四)	越 額)「15」)				
		3			4		5					
(省 略)												
計		200		100)		100					

≪別表十二(十四)≫

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する 明細書

当		期								積					立								額	4		50	
(4) (1)		0	o う ち					損		金 経		理		(3		ょ	る		積		$\frac{\overline{\lambda}}{1}$		額	5		50	
内訳	(4)	の	ı	j	ţ	D	剰	余		金	T))	処	分		に	ょ		る	積	7	<u>Ľ</u>	額	6		0	
積温	(3)	の	う	ち	準	備	金	と	し	て	積	み	<u>\f\</u>	て	ら	ħ	た	交	付	金	等	の	額	7		50	
積で限度額の計算	所									基 四「45の①」)ー(12)ー(別表四「27の①」))([[準						額	8		100]
- '	積									限 ((7)と(8)のうち少ない金額)						度							9	9			
当	ļ	胡	禾	責	7	艺	名	頁 (の (4) と		う のう`		ち ない金		損		金		算		入		額	10		50	+

≪別表四≫ 所得の金額の計算に関する明細書 別表十二(十四)「5」の金額 を「総額①」及び「留保 ②」に移記します。

____分 額 留 保 区 分 1 2 当期利益又は当期欠損の額1 150 省 略 50 50 損金経理をした農業経営基盤強化準備金積立額 計 23 200 $\times \times$ (1) + (11) - (22)省 略 39 200 計 ((34)から(38)までの計) $\times \times$ 省 略 【 損 金 等 の 当 期 控 除 (別表七(一)「4の計」)+(別表七(四)「10」) 44 🛆 100 総 45 100 $\times \times$ (43)+(44)略 農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 47 🛆 50 50 Δ (別表十二(十四)「10」) 省 略 所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額 52 50 $\times \times$

所得基準額は、欠損金控除後の金 額により計算します。